

## 埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子供の受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保が図られ、もって全ての子供の健やかな成長を支援することを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象は、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第2号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業とする。

### （交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）別に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）新規参入施設等への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費については、（1）により選定された額に3分の1を乗じて得た額、多子世帯保育料負担軽減支援については、（1）により選定された額に4分の1を乗じて得た額。

### （補助金の支払）

第4条 この補助金は、概算払をすることができる。

### （交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業にかかる歳

入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村が（1）から（7）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
  - ウ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
  - エ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
  - オ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - カ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
  - キ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受

けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ク 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ケ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(10) (9)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(11) 事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 事業者が(9)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (申請手続)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

#### (変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

#### (交付決定通知)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

#### (状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

#### (実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第5条第2項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

第11条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第15条 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

【基準額】

1 新規参入施設等への巡回支援

1 施設当たり年額 400,000円

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

対象障害児1人当たり月額 65,300円

3 多子世帯保育料負担軽減支援

(1) 一般型

利用者負担額の算定に際し、小学校就学前子ども以外の者及び負担額算定基準子どものうち第2子を2分の1を乗じて得た額、第3子以降を零としていた場合

ア 対象児童（イを除く。）1人当たり月額

(ア) 教育標準時間認定

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	1,500円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	8,050円
	平成29年度	7,050円
	平成30年度 ～令和元年度上半期	5,050円

(イ) 保育短時間認定（満3歳以上）

(子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもであって短時間認定保護者に係るもの)

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	平成28年度 ～令和元年度上半期	3,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	8,150円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度 ～令和元年度上半期	13,300円

(ウ) 保育短時間認定（満3歳未満）

(子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもであって短時間認定保護者に係るもの)

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	4,500 円
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	9,650 円
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	14,800 円

(エ) 保育標準時間認定（満 3 歳以上）

（子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	平成 28 年度 ～令和元年度上半期	3,000 円
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	平成 28 年度 ～令和元年度上半期	8,250 円
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	平成 28 年度 ～令和元年度上半期	13,500 円

(オ) 保育標準時間認定（満 3 歳未満）

（子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	4,500 円
市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	9,750 円
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	平成 28 年度 ～令和 3 年度上半期	15,000 円

※ 対象児童より年長の負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）が 2 人以上いる場合は、負担額算定基準子ども以外の特定被監護者等（小学校就学前子どもであるものに限る。）を除き特定被監護者等のうちの最年長者となる小学校就学前子どもについて、1 人当たり月額に 2 を乗じて得た額を基準額とする。

イ 対象児童（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。）

1人当たり月額

(ア) 教育標準時間認定

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	7,550円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	3,000円

(イ) 保育短時間認定（満3歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,650円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,300円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	6,000円

(ウ) 保育短時間認定（満3歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもであって短時間認定保護者に係るもの）

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,150円
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	14,800円
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円

(エ) 保育標準時間認定（満3歳以上）

（子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	7,750円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	13,500円
	平成29年度 ～令和元年度上半期	9,000円

(オ) 保育標準時間認定（満3歳未満）

（子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども（短時間認定保護者に係るものを除く。））

所得階層区分	対象年度	基準額
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	平成28年度	9,250円
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	平成28年度	15,000円
	平成29年度 ～令和3年度上半期	9,000円

(2) 特例型

利用者負担額の算定に際し、特定被監護者等のうち第2子を半額、第3子以降を零としていた場合

内閣総理大臣が認めた額



令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金所要額調書（別表1）
- 3 令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）内訳書（別表2）
- 4 添付資料
  - (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
  - (2) その他参考となる資料

担 当 課
担当者職氏名
電 話
F A X
E メ ー ル

別紙様式第2号

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金交付決定通知書

令和 年 月 日  
第 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 条件

- (1) この補助金は、埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

令和 第 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金の事業実績報告について

標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 金 円
- 2 令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金精算書（別表1）
- 3 令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）内訳書（別表2）
- 4 添付資料
  - (1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
  - (2) その他参考となる資料

担 当 課
担当者職氏名
電 話
F A X
E メ ー ル

別紙様式第4号

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金確定通知書

令和 年 月 日  
第 号

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け少子第 号で交付決定をした令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業費（新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援）補助金については、令和 年 月 日付け 第 号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1	確定額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	差引過不足（△）額	金	円

別表1

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規参入施設等への巡回支援、  
認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援)補助金所要額調書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	県費補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県費補助 基本額 ⑦ 円	県費補助 所要額 ⑧ 円
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
合計								1/3
多子世帯保育料負担軽減支援								
合計								

(記入上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、新規参入施設等への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費については、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額、多子世帯保育料負担軽減支援については、⑦欄の額に1/4を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

合計
----

別表2

市町村名

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援)内訳書

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	県費補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、各(1)～(3)における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3の①欄には「(3)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 支出予定額 ④	県費補助基準 額 ⑤
1				/	/
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
#					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	対象障害児の 支給認定区分 ①	施設名称 ②	施設類型 ③	運営主体 の 法人種別 ④	対象障害児の 利用月数 ⑤	対象経費の 支出予定額 ⑥	県費補助 基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
#							
計							

(記入上の注意)

1 対象障害児一人ごとに1行ずつ記載すること。①欄には、子ども子育て支援法第19条第1項の各号(1号、2号、3号)の別に記載すること。

2 ③欄は、以下から該当するものを記入すること。

- ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
- ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
- オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
- キ. 保育所型、ク. 地方裁量型

3 ④欄は、施設の運営主体の法人種別を記載すること。(社会福祉法人、学校法人(志向園を含む)、株式会社、NPO法人など)

4 ⑤欄は、対象児童の年間延月数を記入すること。(4月～3月まで1年間利用する場合は、12)

また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。(例 5月6日入所～3月末まで利用の場合、10)

(3) 多子世帯保育料負担軽減支援

I-ア 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。)

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数 (単位:人・月) ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	県費補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 教育標準時間認定
  - イ. 保育短時間認定(満3歳以上)
  - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
  - エ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
  - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)
  - イ. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
  - ウ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 平成28年度
  - イ. 平成29年度
  - ウ. 平成30年度
  - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
  - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - カ. 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の児童に12か月にわたって給付した場合は60と記入。



I-イ 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数 (単位:人・月) ④	対象経費の 支出予定額 ⑤	県費補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 教育標準時間認定
  - イ. 保育短時間認定(満3歳以上)
  - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
  - エ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
  - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
  - イ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 平成28年度
  - イ. 平成29年度
  - ウ. 平成30年度
  - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
  - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - カ. 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の児童に12か月にわたって給付した場合は60と記入。

## II 特例型

精算提示額 ①	対象経費の 支出予定額 ②	県費補助 基準額 ③

(記入上の注意)

1. ①欄には内閣府が提示した金額を記入すること。
2. ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。

別表1

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規参入施設等への巡回支援、  
認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援)補助金精算書

市町村名

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	県費補助 基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	県費補助 基本額 ⑦ 円	県費補助 所要額 ⑧ 円
新規参入施設等への巡回支援								
認定こども園特別支援教育・保育経費								
合計								1/3
多子世帯保育料負担軽減支援								
合計								

(記入上の注意)

1. ⑤欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
2. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
3. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
4. ⑧欄には、新規参入施設等への巡回支援及び認定こども園特別支援教育・保育経費については、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額、多子世帯保育料負担軽減支援については、⑦欄の額に1/4を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

合計
----

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

令和 年度埼玉県多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規参入施設等への巡回支援、認定こども園特別支援教育・保育経費、多子世帯保育料負担軽減支援)内訳書

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	県費補助 基準額 ③
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
3. 多子世帯保育料負担軽減支援			
合計			

(記入上の注意)

- ②③欄には、各(1)～(3)における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- 3の①欄には「(3)多子世帯保育料負担軽減支援」の対象として給付した対象児童数を「人・月」単位で記入すること。(例)35人の幼児に10カ月分支給した場合には350と記入すること。

(1)新規参入施設等への巡回支援

No.	支援対象施設の名称 ①	施設類型 ②	事業実施 月数 ③	対象経費の 実支出額 ④	県費補助基準 額 ⑤
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
#					
計					

(記入上の注意)

- ②欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

No.	対象障害児の 支給認定区分 ①	施設名称 ②	施設類型 ③	運営主体 の 法人種別 ④	対象障害児の 利用月数 ⑤	対象経費の 実支出額 ⑥	県費補助 基準額 ⑦
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
#							
計							

(記入上の注意)

1 対象障害児一人ごとに1行ずつ記載すること。①欄には、子ども子育て支援法第19条第1項の各号(1号、2号、3号)の別に記載すること。

2 ③欄は、以下から該当するものを記入すること。

- ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、
- ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、
- オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、
- キ. 保育所型、ク. 地方裁量型

3 ④欄は、施設の運営主体の法人種別を記載すること。(社会福祉法人、学校法人(志向園を含む)、株式会社、NPO法人など)

4 ⑤欄は、対象児童の年間延月数を記入すること。(4月～3月まで1年間利用する場合は、12)

また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。(例 5月6日入所～3月末まで利用の場合、10)

(3) 多子世帯保育料負担軽減支援

I-ア 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもを除く。)

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数 (単位:人・月) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	県費補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

- ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 教育標準時間認定
  - イ. 保育短時間認定(満3歳以上)
  - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
  - エ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
  - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
- ②欄は、以下のア～ウのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)
  - イ. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
  - ウ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
- ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 平成28年度
  - イ. 平成29年度
  - ウ. 平成30年度
  - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
  - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - カ. 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
- ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の児童に12か月にわたって給付した場合は60と記入。

I-イ 一般型

(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもに限る。)

No.	教育・保育認定区分 ①	所得階層区分 ②	対象年度 ③	対象児童数 (単位:人・月) ④	対象経費の 実支出額 ⑤	県費補助 基準額 ⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. ①欄は、以下のア～オのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 教育標準時間認定
  - イ. 保育短時間認定(満3歳以上)
  - ウ. 保育短時間認定(満3歳未満)
  - エ. 保育標準時間認定(満3歳以上)
  - オ. 保育標準時間認定(満3歳未満)
2. ②欄は、以下のア～イのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 市町村民税所得割課税額 48,600円未満
  - イ. 市町村民税所得割課税額 77,101円未満
3. ③欄は、以下のア～キのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ア. 平成28年度
  - イ. 平成29年度
  - ウ. 平成30年度
  - エ. 令和元年度上半期(①欄がア、イ、エの場合のみ)
  - オ. 令和元年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - カ. 令和2年度(①欄がウ、オの場合のみ)
  - キ. 令和3年度上半期(①欄がウ、オの場合のみ)
4. ④欄は、給付した対象児童数を、「人・月」単位で記入すること。例:5人の児童に12か月にわたって給付した場合は60と記入。

## II 特例型

精算提示額 ①	対象経費の 実支出額 ②	県費補助 基準額 ③

(記入上の注意)

1. ①欄には内閣府が提示した金額を記入すること。
2. ②、③欄は、①欄の金額と同額を記入すること。